

後期高齢者医療保険料の納め忘れに注意！

☎ 税務町民課 ☎ 62-2112

後期高齢者医療制度の保険料は、皆様が病気がけがをしたときの医療費の支払いに充てる大切な財源です。保険料の納め忘れはないかも一度確認してください。保険料を納付書で納めている場合は、金融機関の口座振替が便利です。ご利用ください。

放課後児童クラブ保育システム開始

☎ 福祉子ども課 ☎ 62-2210

町では4月から、放課後児童クラブを利用される保護者の負担軽減等を目的に、施設の入退室管理、欠席・緊急時などの連絡、児童クラブからのおたよりなどについて、保護者と児童クラブがアプリを通じて情報共有できるシステムを開始しました。

アプリは㈱コドモンで展開しており、鏡石町が県内初の導入となります。児童クラブ利用者の方には利用方法等を通知していますので、ご確認ください。

「男の料理教室」開催

☎ 花みずき会 会長 稲田 ☎ 62-3702

町内在住または町内に勤務されている60歳以上の男性の参加をお待ちしています。

- 日時：5月23日(日)9時30分～
- 場所：勤労青少年ホーム調理室
- 会費：500円
- 持参物：マスク、エプロン、バンダナまたは三角巾

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

☎ 福祉子ども課 ☎ 62-2210

この特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対して国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の死亡当時の遺族のうち、恩給法による公務扶助料等や遺族年金等の受給権のある方がいない場合に、支給順位により遺族の方一人に支給されます。

まだ請求されていない遺族の方は忘れずに請求してください。

●請求対象遺族

- ・令和2年4月1日(基準日)現在、ご健在であること。
- ・その遺族が戦没者等死亡日以前に生まれていること。(子については、戦没者等死亡当時の胎児も含む)
- ・恩給法による公務扶助料等や、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の受給権のある方がいないこと。

●支給順位

- ①弔慰金の受給権者 ②戦没者等の子
 - ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
 - ⑦戦没者等の葬祭を行った三親等内親族
 - ⑧⑦以外の三親等内親族
- (戦没者等が死亡当時、戦没者等と生計関係を有していることが条件となります)

●支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

●請求できる期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

春の全国交通安全運動

☎ 総務課 ☎ 62-2111

4月6日(火)～15日(休)までの10日間、「春の全国交通安全運動」が実施されます。「ぼくを見て横断歩道の小さな手」をスローガンに運動を展開します。

●子どもの飛び出しに注意！

この時期は子どもの交通事故件数が増える傾向にあります。4月から1年生となった児童は、歩いて登下校することに慣れておらず、不意に車道に飛び出す可能性があります。ドライバーの皆さんはいつも以上に安全確認を行い、慎重な運転を心がけましょう。「交通安全は家庭から」、保護者の皆さんは、お子さんと交通安全についてよく話し合ってみてください。

●歩行者等の保護と安全運転意識の向上

横断歩道付近では、歩行者がいないことが明らかでない場合を除き、直前で停止可能な速度で進行しなければなりません。交通ルールの遵守と、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持って運転しましょう。

鏡石町スポーツ振興支援事業補助金

☎ 教育委員会 ☎ 62-2031

町では町民のスポーツ活動を支援するため、上位大会に出場するスポーツ団体・個人に激励金、指導者資格を取得される方に奨励金を交付しています。東北・全国大会に出場される方、指導者資格の取得をされる方は申請してください。

くらしの情報

- information -

「住宅応急修理」の受付について

☎ 都市建設課 ☎ 62-2116

2月13日(土)に発生した福島県沖を震源とする地震により被災し、町が発行するり災証明書において大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の判定を受けた住宅に対して、災害救助法に基づき応急修理費用の一部を町が負担する制度です。

応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配線・配管、トイレ等の衛生設備の日常生活に欠くことのできない部分です。家電製品(独立式ガスコンロ、食洗機、エアコン等)は対象外です。

1世帯当たりの限度額は、大規模半壊、中規模半壊、半壊が59万5,000円、準半壊は30万円です。全壊の場合でも、応急修理により居住可能となる場合は対象となります。限度額を超える修理費は申込者の負担となりますのでご了承ください。

住宅応急修理制度の利用を希望される方は、町が発行したり災証明書、被災箇所の写真を都市建設課までご持参ください。申請期限は令和3年5月14日(金)までです。

2月13日発生 福島県沖地震 町内被害状況等まとめ (3月24日時点)

1 人的被害

- ・軽症 3名
- ・中等症 1名 計4名

2 住宅被害 (り災証明発行に係る調査状況)

・全壊	0棟	0世帯	0人
・大規模半壊	2棟	2世帯	5人
・中規模半壊	4棟	4世帯	16人
・半壊	7棟	8世帯	15人
・準半壊	71棟	74世帯	232人
・一部損壊	496棟	508世帯	1,542人
合計	580棟	596世帯	1,810人

3 道路被害

- ・48箇所
- ※うち通行止め7箇所(現在は1箇所のみ)

4 水道関係被害

- ・漏水 47箇所
- (道路14、公共施設2、浄水場1、宅内30)

5 停電

- ・地震直後、1,274戸で一時停電

6 災害ごみ収集 (場所：鳥見山公園北側駐車場)

- ・受入件数 車両1,341台分
- ・受入量(推計) …396t
- ①ガラス・陶器類 20t
- ②金属類 46t
- ③家具類(木質) 196t
- ④壁材 15t
- ⑤コンクリート・ブロック類 83t
- ⑥瓦 36t

ひ よう じん 熱いぜ！ まちの 火の要人

【第11回】



たかく はやと
高久 勇人さん(33)

第3分団(駅前) 機械部長

普段のお仕事：郵便員

入団して9年になります。東日本大震災で自宅が被災し、消防団の皆さんにがれきの撤去などをさせていただいたことがきっかけで入団を決意しました。様々なつながりが増えること、万が一の際に家族や地域を守るための知識・技術を身に付けられることが消防団に入って良かったところだと思います。新しく鏡石町に転入されてきた方も、仲間づくりとして消防団に加入してみませんか。

消防団と水防活動



鏡石町は阿武隈川と釈迦堂川に接していることから水害のリスクが高く、令和元年東日本台風でも大きな被害を受けました。町消防団は水防活動も担っており、台風や集中豪雨で河川が増水すると巡回や注意喚起を始め、避難の支援や救助活動も行います。過去の水害を教訓として、一早く救助が行えるよう新たに水害救助用のボートを配備するなど、装備の強化充実にも努めています。



郡山市の阿武隈川で他市町村との合同で行われた水防訓練(令和元年5月)

鏡石町消防団に関するお問い合わせは 鏡石町総務課 ☎ 62-2111 E-mail: somu@town.kagamiishi.lg.jp